事務連絡

令和6年1月30日

各事業者　各位

東温市市民福祉部　長寿介護課

東温市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支払い方法の追加について

　標記について、当市では令和6年4月1日からの福祉用具購入費及び住宅改修費（介護予防を含む）の支払いについて、受領委任払いの取扱いを追加します。

そこで、登録を希望する事業者は下記により、登録手続きをお願いします。なお、登録受付・施行は4月1日からとなります。

　また、これまでどおり「償還払い」も可能です。

〈参考〉

償還払い　　：利用者が費用の全額を支払い、その後の申請により保険給付分を受領。

　受領委任払い：利用者が福祉用具の購入や住宅改修を行った際、利用者から事業者への支払いについては、かかった費用（保険適用部分）の自己負担分（1割～3割）とし、残りの費用は利用者の同意に基づき、当市が登録している受領委任払い取扱事業者に直接支払う。なお、この受領委任払いが適用されるのは、当市に受領委任払いの事業者として登録している事業者のみ。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　「受領委任払い取扱事業者」の登録手続きについて

1. 受領委任払い取扱事業者登録

受領委任払い取扱事業者の登録は、「事業者」の届出により、「事業所」ごとに行いま

す。　※下記事業所登録パターン参照

【事業所登録パターン】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | パターン１ | パターン２ | パターン３ |
| 事業者と事業所が同一の場合 | 事業者と事業所が異なる場合 | 事業所の代表者が届出者・代理受領者となる場合 |
| 届出者 | 事業者 | 事業者 | 事業所 |
| 登録事業者 | 事業者 | 事業所（代表者は事業者） | 事業所 |
| 代理受領者 | 事業者 | 事業者 | 事業者または事業所 |

受領委任払い取扱事業者としての登録を受けるにあたっては、以下の２つを市へ提出する必要があります。

1. 東温市介護保険受領委任払い取扱事業者登録届出書

　　2　東温市介護保険受領委任払いに係る誓約書

登録された事業者へは、「東温市介護保険受領委任払い取扱事業者登録決定通知書」

を送付いたします。

　　なお、事業者の登録情報は、市ホームページ及び長寿介護課窓口で利用者へ情報提供させていただきます。

1. 受領委任払い取扱事業者としての登録後の変更等について

市へ登録を行った事項に変更が生じた場合は、すみやかに「東温市介護保険受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書」を提出してください。

なお、事業を廃止する場合は、「東温市介護保険受領委任払い取扱事業者登録廃止届出書」を提出してください。

２　受領委任払いを利用できる対象者

　　以下のいずれにも該当する者

1. 居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者で、事業者の提供する介護（介護予防）サービスを利用したことにより保険給付の支給対象となる者
2. 介護保険料の滞納による保険給付の支払方法の変更又は保険給付額の減額等を受けていない者
3. 福祉用具購入費又は住宅改修費の受領委任払いについて、事業者の同意を得ている者
4. 病院、福祉施設等に入院中又は入所中でなく、かつ、居宅で介護を受けている者

※疑義のある場合は長寿介護課までご確認ください。

３　受領委任払い利用時の手続きについて

1. 受領委任払い利用時の提出書類について

住宅改修支援申請（事前申請時）の必要書類に「東温市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書【受領委任払い用】」を提出する必要があります。この申請書により受領委任払い取扱事業者は利用者から請求及び受領の権限を委任され、9～7割分を市へ請求して支払いを受けることができます。

　※「住宅改修費支給申請（事前申請）の必要書類については、東温市ホーム
ページ「住宅改修費について」の「４．申請に必要なもの」に記載して

　　　あります。

1. 領収証の発行について

受領委任払い利用時、保険給付分（9～7割）を控除した1～3割分の領収証を発行す
る必要があります。この保険給付分（9～7割）を算出する際に、1円未満の端数は切り
捨てとなります。

 【事例1】住宅改修の費用額に1円未満の端数が発生した場合（保険給付9割分）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費用額（10割分） | 保険給付分（9割分） | 自己負担分（1割分） |
| 　　　　　111,222円 | 　　　　　　　100,099円 | 　　　　　　　　11,123円 |

　　　　　　　　　　　　　 　　　　111,222×0.9＝100,099.8　 　111,222－100,099＝11,123

【事例2】複数の福祉用具を購入した場合（保険給付9割分）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　 | 費用額（10割分） | 保険給付分（9割分） | 自己負担分（1割分） |
| 製品Ａ | 12,345円 | 11,110円 | 1,235円 |
| 製品Ｂ | 7,891円 | 7,101円 | 790円 |
| 合計 | 20,236円 | 18,211円 | 2,025円 |

　　　　　　　 　　　　　 製品Ａ 12,345×0.9＝11,110.5 　 12,345－11,110＝1,235

　　　　　　　　　　 　　 製品Ｂ 7,891×0.9＝ 7,101.9 7,891－ 7,101＝ 790

※複数の福祉用具を購入した場合、保険給付分は費用額合計に対する9～7割ではなく、商品1

つごとの金額から9～7割（1円未満切捨て）を合計した額となります。

事例2の場合、費用合計額の20,236円の9割（18,212円）ではなく、製品Ａの9割（11,110円）＋製品Ｂの9割（7,101円）＝18,211円となります。

お問い合わせ先

介護給付係 TEL 089-964-4408

担当　多賀